

やまなしのあすの景観をつくるために

山梨県景観条例に基づく

公共事業等景観形成指針の あらまし



河口湖大橋

山 梨 県

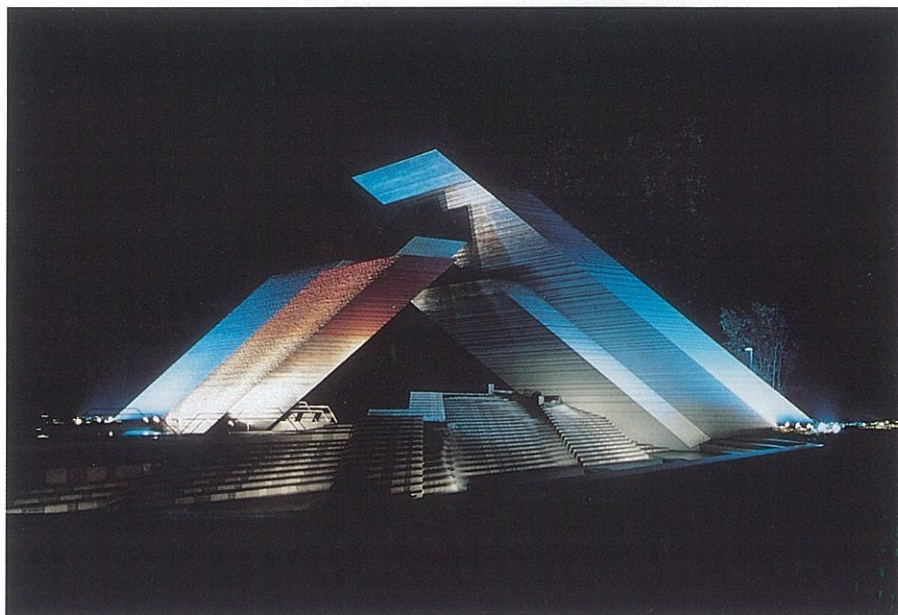
はじめに

私たちのふるさと山梨は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父などの雄大な山岳をはじめ、これらを源とする河川や溪谷、富士山や八ヶ岳の麓に広がる高原、美しい湖水をたたえる富士五湖など、多様で豊かな自然が織りなす美しい景観や歴史の流れを感じさせる神社仏閣などの歴史的文化的資産が一体となって美しい山梨の景観をつくりだしております。

このような山梨らしい個性ある豊かな景観を守り育て、緑豊かなうおいのある快適な環境を創造することを県土の景観形成の基本目標に掲げ、県民の皆様と県や市町村などの行政が力を合わせて景観づくりを推進し、豊かで住みよい山梨の実現を図ることを目的に、平成2年10月「山梨県景観条例」を制定しました。

この条例は、民間における建築物の設置などの各種行為に当たっての届出による景観誘導と、公共事業等による先導的な景観形成、地域住民みずから率先して景観づくりに取り組む景観形成住民協定を大きな柱としております。とりわけ学校や庁舎、道路や河川などの公共事業の実施に当たっては、安全性や機能性だけでなく、地域の特性に応じた景観上の配慮を行い、地域の景観になじみ、いつまでも人々に愛され、地域の財産として残せるものを作っていくことが望まれます。

県においては、公共事業を行うに際し、景観への配慮を率先して行うため、平成3年6月に公共事業等景観形成指針を定め、地域の景観づくりに先導的な役割を果たすよう努めております。



小瀬スポーツ公園

共通指針

1 のり面

塩山市 国道411号線



のり面は、周辺の景観への影響を少なくするため、自然の地形に応じた構造及び形態とするとともに、緑化に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮する。

2 擁壁

上九一色村



擁壁は、形態及び意匠の工夫、自然と調和した材料の使用、緑化による修景などを行い、周辺の景観との調和に配慮する。

3 防護さく

山中湖自転車道



防護さくは、地域の特性に応じた形態及び意匠の工夫、周囲の緑化、地域の特性に合った材料の使用など、周辺の景観との調和に配慮する。

4 舗装

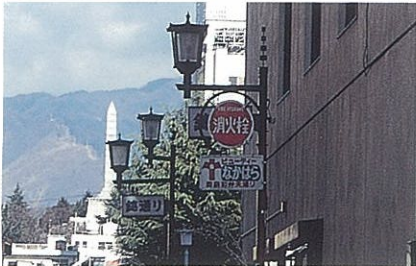
甲府市 朝日通り



舗装は、周辺の環境や用途に応じて、色彩及び意匠を工夫し、地域の特性に合った材料を使用するなど、周辺の景観との調和に配慮する。

5 照明施設

甲府市 錦通り



照明施設は、形態、色彩及び意匠を工夫し、周辺の景観との調和に配慮し、場所によっては、施設にアクセントを加え、それ自体がシンボルとなるように配慮する。

6 緑の保全と 緑化

甲斐風土記の丘・
曾根丘陵公園



人工的な構造物の突出感や圧迫感を軽減し、周囲に潤いと安らぎを与える緑化の効用を十分に考慮し、歴史を感じさせる貴重な樹木や良好な景観を形成している樹木を可能な限り伐採せずに修景に生かすとともに、地域の特性を生かした植栽に努める。

7 公共施設の 占用行為

勝沼町



電柱、案内板、標識等の工作物の設置を目的とする道路敷地などの公共用地の占用行為は、良好な公共空間の創出に大きな影響を及ぼすので、位置、規模、形態、色彩及び意匠について周辺の景観との調和が図れるよう指導等に努める。

8 維持管理

甲斐風土記の丘・
曾根丘陵公園



各施設が良好な状態を保つことができるよう適正な管理を行うとともに、補修及び修繕に当たっては周辺の景観との調和に配慮する。

施設別指針

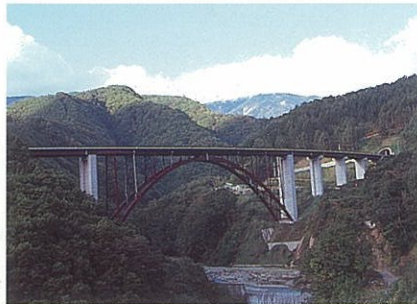
1 道路



甲府市
小瀬スポーツ公園線

道路整備に当たっては、本来の機能に加え、地域の自然景観や歴史的文化的景観と調和した、それぞれの地域にふさわしい景観づくりに配慮する。

2 橋



三富村
鶏冠山大橋

橋は、川や谷など一体となり特色ある風景を創造することから、周辺との調和に配慮した構造、色彩及び意匠となるよう努め、地域の自然環境や歴史的背景、文化的背景などに応じた個性豊かな景観づくりに配慮する。

3 河川



忍野村 新名庄川

治水上支障のない範囲内において、動植物の生息環境及び生育環境の保全並びに周辺の環境との調和に配慮するとともに、親水性のある緑豊かな河川の景観づくりに配慮する。

4 ダム



広瀬ダム

事業の目的を達成し、安全に支障のない範囲内において、ダムサイトや土捨場などの構造物の周囲は、地形、地質等の諸条件を考慮して緑化に努めるとともに、周辺の景観と調和した水辺空間を創出するため、周辺施設の整備に配慮する。

5 砂防治山 施設



八代町 浅川

安全性、機能性等に支障のない範囲内で、可能な限り周辺の景観に調和するよう配慮し、のり面や擁壁等の構造物の周囲は緑化に努め、水辺の緑化や親水性を考慮した工法に配慮する。

6 都市公園等



芸術の森公園

公園は、都市の良好な景観を創造するものであり、人々の交流や憩いの場として地域住民に親しまれるものとするとともに、周辺の景観との調和に配慮しつつ、自然や歴史、文化、産業等の地域の特性を生かした特色ある公園づくりに努める。

7 公共建築物 等



鯉沢北部団地

公共建築物の整備に当たっては、周辺地域の特性や景観との調和に配慮しながら、潤いのある良好な景観の創出を図るよう努める。

基本的事項

- 1 遠景としての美しい山並みを県土全体の景観形成を進めるうえでの基調として位置付け、その保全のための配慮はもとより、これらの眺望に配慮した景観形成に努める。
- 2 地域の特性を十分に考慮し、それを生かすものとなるよう努める。
- 3 安全性や機能性を確保しつつ、周囲に潤いと安らぎを与えるものとなるよう努める。
- 4 事業計画の策定に当たっては、将来の維持管理に配慮するとともに、関連する公共事業を実施する他の事業主体との十分な連絡調整を図るよう努める。
- 5 地域の実情や景観形成に及ぼす影響を考慮し、緊急性や必要性をも勘案しながら、この指針の適切な運用に努める。



斐崎市 御勅使川



増穂町 利根川河川敷公園

国・市町村等への配慮のお願い

国や市町村などの行う公共事業は、住民の安全や福祉の増進等の目的を達成するために行われるものであり、優れた景観の保全や創造を含む良好な環境の維持、向上に配慮して行われるものと考えられることから、景観条例の届出を要しない行為とされています。

したがって、山梨県景観条例第19条第3項に基づき、国や市町村、これらに準ずる公共的団体に対し、公共事業の実施に当たっては、公共事業等景観形成指針に配慮するように要請するものであります。

届出を要しない公共的団体

- 1 日本道路公団
- 2 森林開発公団
- 3 水資源開発公団
- 4 地域振興整備公団
- 5 日本鉄道建設公団
- 6 農用地整備公団
- 7 住宅・都市整備公団
- 8 労働福祉事業団
- 9 雇用促進事業団
- 10 簡易保険郵便年金福祉事業団
- 11 公害防止事業団
- 12 日本下水道事業団
- 13 中小企業事業団
- 14 日本国有鉄道清算事業団
- 15 地方住宅供給公社
- 16 地方道路公社
- 17 土地開発公社



甲府市 平和通り

